

令和4年5月6日付け新潟県告示第597号（土地改良区連合の定款変更認可）中

ページ	行	誤	正
5	24	土地改良法（昭和24年法律第195号）第84条において準用する第18条第17項の規定により	土地改良法（昭和24年法律第195号）第84条において準用する第30条第2項の規定により